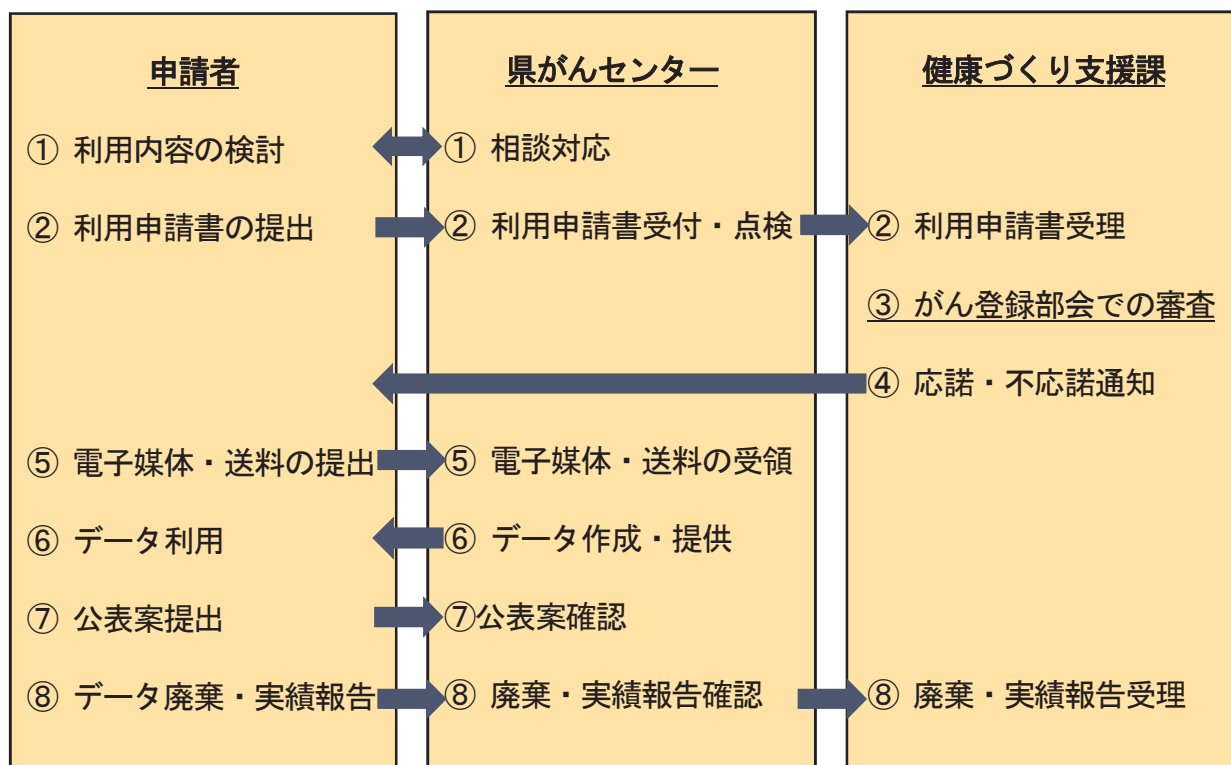


がん登録情報の提供について

1 全国がん登録スケジュール

年	月	厚生労働省	千葉県
2016 (H28)	1	がん登録推進法施行	平成28年症例より登録開始
	2		
	3		
	4		
	5		
	6	安全管理措置マニュアル策定	
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
2017 (H29)	1		
	2		がん登録部会開催
	3		千葉県がん情報管理要領策定
	4		千葉県がんセンターへ事務委任
	5		
	6		
	7		
	8	届出マニュアル改定	
	9		平成28年症例病院届出期限
	10		
	11		
	12		平成28年症例登録期限
2018 (H30)	1		
	2	安全管理措置マニュアル改定	
	3	情報の提供マニュアル策定	
	4		
	5		
	6	国がん情報の提供要領策定	情報の提供のための体制・事務処理要綱案等の調整
	7		
	8		
	9	情報の提供マニュアル改定	
	10	国がん情報の提供HP公開	平成28年症例住所異動調査
	11		平成28年症例遡り調査
	12	平成28年症例データ確定	がん情報提供千葉県事務処理要綱策定
2019 (H31)	1		平成28年症例情報の利用申請開始
	2		
	3		

2 利用申請から提供までの流れ



※ 申請者：①県や市町村等の行政機関、②届出医療機関、③調査研究機関

※ 患者予後情報等を病院等に提供する場合は、「がん登録部会での審査」は不要。

※ 地域がん登録情報のみを提供する場合も、原則として「がん登録部会での審査」は不要。

3 地域がん登録（千葉県がん登録事業）との関係

地域がん登録（平成27年まで）の情報利用については、「千葉県がん登録事業における個人情報の保護及び利用等に関する取扱要領」により実施していた。

平成31年1月より、新たな事務処理要綱を策定し、全国がん登録（平成28年から）の情報利用に手続きを統一する。

【主な変更点】

- 調査研究目的の場合にも、合理性が認められれば非匿名データを提供
- データ提供時に必要な電子記録媒体及び送料（レターパック）の利用者負担
- データの利用環境・保管場所等の厳格化（物理的・技術的要件あり）
- 研究成果の公表前に、論文や学会抄録等の確認が必須
- 利用終了後、データの廃棄についても報告が必須